

兵庫県構造計算適合性判定業務に関する講習会アンケート → 回答

アンケート結果	回答
<p>Q 1 スロープが建物に接合されている場合、ピン接合での解析・剛接合の解析等数種類の検討を要望される。黄色本には解析指定がないと思われます。センター内での審査マニュアルなどありますか。</p> <p>Q 2 既製品の庇など取り付く場合接合部の検討を要望される。黄色本には指定がないと思われますが、扱い方のマニュアルがありますか。</p> <p>Q 3 徐々に改善されていますが、手続きに関してはやはり他機関より多少時間がかかります。今後の改善をお願いします。事前書類での審査など施主さんからも最終の書類が追加説明等なく1冊のほうが良いという希望もあり、指摘事項も確認と同時に届くほうが対応しやすいです。ご検討下さい。</p> <p>Q 4 他機関と同様に事前審査や仮受付の制度を実施してほしい。</p> <p>Q 5 事前相談について、面接形式にさせていただけるとありがたいです。</p> <p>Q 6 申請手続きのよくある事例と対応を具体的にHPに載せていただけると助かります。</p> <p>Q 7 構造計算適合性判定機関を増やしてほしい。また、(一財)日本建築センターが判定可能な建築物の規模(10,000 m²)を変更する予定はありますか。</p>	<p>回答に当たり、構造計算適合性判定機関は「適判機関」、構造計算適合性判定は「構造適判」に省略して記載しています。</p> <p>A 1 具体の指摘内容が不明ですが、構造図に描かれた接合詳細と構造計算でのモデル化が整合しないなどの要因があったため指摘したと思われます。こういった指摘は「建築物の構造関係技術基準解説書(黄色本)」などではなく、ごく一般の構造力学や構造計算の原則に基づいてなされます。当センターで公表しているような独自のマニュアルはありません。</p> <p>A 2 非構造部材であっても軽易なものではなく、安全性が不明確な場合は指摘します。こういった指摘は「建築物の構造関係技術基準解説書(黄色本)」などではなく、ごく一般の構造力学や構造計算の原則に基づいてなされます。当センターで公表しているような独自のマニュアルはありません。</p> <p>A 3 当センターは、受付後直ちに審査にかかることを原則としていますので、センター内の事務にほとんどタイムロスはありません。また、受付後の図書差し替えは指針告示の規定によりできないこととなっています。</p> <p>A 4 事前審査や仮受付の制度については、事前審査が終了した後に計画が変更された場合の対応等が課題と考えています。事前審査制度を導入する場合、こうした課題に対応できる手続の制度設計が必要となります。</p> <p>A 5 事前相談は面談でできます。</p> <p>A 6 案内書には可能な限り留意事項を書き込んでいますが、他の事例があれば今後追加で載せていきます。</p> <p>A 7 兵庫県では、阪神・淡路大震災の被災県として、県民の生命・財産を守るために不可欠な建築物の構造の安全性を特に重要視しています。このため、適判機関の業務が公正かつ的確に実施されるように、県が責任を持って指導監督を行える(公財)兵庫県住宅建築総合センターと、同センターが構造適判できない場合の対応として(一財)日本建築センターの2者に委任しています。 (一財)日本建築センターに委任している10,000 m²の区分については、大規模な建築物の設計を行う建築士事務所の多くが大阪市内に所在している実態なども勘案のうえ設定しており、現在のところ変更の予定はありません。</p>

<p>Q 8 構造適判申請における電子申請・電子交付の予定はありますか。</p>	<p>A 8 国の動向も見ながら、電子申請システムの導入を検討していきます。</p>
<p>Q 9 指摘事項をメールで送って頂く場合、最初からエクセルデータで送って欲しい。</p>	<p>A 9 電子申請を導入するに当たっては考慮します。</p>
<p>Q 10 ボイドスラブの検討時に大梁の鉛直変位等を考慮するように指摘されますが、大阪等の他地域では指摘されません。なぜ兵庫県のみ指摘されるのでしょうか。</p>	<p>A 10 大梁の鉛直変位を考慮するのは構造解析上当然であるため指摘しています。もし当センター以外がこのような指摘をしていないようであれば、他の適判機関に問題提起していきます。</p>
<p>Q 11 R 7年には4号建築物の特例がなくなりますが、適判機関での対応はいままでと同じ規模扱いとなりますか。</p>	<p>A 11 基本的に同じ取扱いです。</p>
<p>Q 12 手数料の納入について、請求書等にはインボイス制度の対応となりますか。</p>	<p>A 12 法定の構造適判は税法上の規定により非課税です。(任意の構造適判は課税対象なので、インボイス制度の対応をします。)</p>
<p>Q 13 大阪府下3機関と同じ指摘ということでしたが以下のような指摘は行われていないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 荒川式中央背筋での検討または余裕度 1.29 以上 ② カットオフ余長 D´ ③ 壁の変位追従性検討時柱部条件ピン不可 	<p>A 13 ① 特定の計算プログラムでは梁中央のせん断耐力の検定を行わないため、中央配筋を端部に比べて極端に少なく(概ね 1/2 以下)している場合には本来別途計算によるチェックが必要です。配筋を 1/2 にすると荒川式の第 1 項によるせん断耐力は約 0.85 倍に落ちるため、1.29 以上の余裕がないと保証設計による安全率 1.1 (両端ヒンジ) を満たすことができなくなるおそれがあります。これにより NG となることが見込まれる場合に限り指摘しています。</p> <p>② カットオフの余長が D´ より小さい場合、テンションシフトを考慮した時に端部に先行して中央部にヒンジが生じる(梁の曲げ耐力が端部でなく中央配筋により決まる)おそれがあります。このことにより、保有水平耐力計算の前提である端部ヒンジの条件を満たさなくなるため指摘しています。これらは全て RC 規準にある記述の範囲内の指摘事項です。こういった指摘をする場合、便宜のため、通常考え得る対処法を指摘事項の中に併記しています。</p> <p>③ 鉄筋コンクリート構造物の部材接合部が純粋なピン接合となることはまず考えられません。したがって、モデル化においてもそれ相応の固定度を考慮することが必要と考えられるため指摘しています。</p> <p>①から③の指摘を含め、当センター以外が指摘していないような事項があれば、他の構造適判機関に問題提起していきます。また、他の構造適判機関が指摘するものの、当センターが指摘していないような事項があれば、情報を収集した上で適宜取り入れていきたいと考えています。</p>
<p>Q 14 判定審査における基準時の解説書は(黄色本等 etc)指定確認検査機関も参考にしているのでしょうか？</p>	<p>A 14 技術基準は大阪府の指摘事例集を除き全国共通で、指定確認検査機関でも参考にされています。</p>
<p>Q 15 指導課の方にも講演していただきたいです。</p>	<p>A 15 毎年、事務所協会主催の「開設者・管理建築士のための建築士事務所協会の管理研修会」にて、「兵庫県の建築指導行政について」説明を行っています。</p>